## 北陸新幹線関連公共施設等整備事業

対象行政区・北陸新幹線計画にかかる15行政区(指中、樋山、蓮ヶ浦、柿原、山西方寺、清王、高塚、

青ノ木、桜ヶ丘、旭、菅野、北稲越、伊井、南稲越、池口)

対象事業・・道路、河川、公園施設、用排水路等の整備(測量設計費及び用地補償費を含む)

・集会施設の整備(測量設計費を含む)

・分断された不整形農地の整備(測量設計費を含む)

事業の流れ 全体計画の策定・・・・・平成27年度

用地取得率50%以上(面積ベース)となった区から事業実施

発注者・市 又は 行政区(集会施設、区道等)

実施期間・・用地取得率50%以上(面積ベース)となった日から、開業の1年後まで

なお、用地取得には、地上権設定を含む

総事業費 · 約 2 億 9 , 0 0 0 万円

区ごとの事 ・均等割(2割)

業費の算定 ・延長割(8割)

留意事項・用地測量を終えた段階で延長を計算して、区ごとの事業費を確定します。

・他の補助事業等の一部とすることはできません。(地元負担金など)

・規模が大きいものについても、区ごとの事業費に達した時点で完了とします。

## 「道路、河川、公園施設、用排水路等」の運用

区分	内 訳
対象	・道路(県道、市道、区道、農道、林道の新設、拡幅、舗装、側溝整備) ・河川 ・公園施設 ・用排水路 ・市補助金制度にある施設等(防犯灯、鳥獣害防止柵、ゴミステーション、遊具 等)
事業主体	・市 yは 行政区 ・事業費負担割合(県1/2、市1/2)
発注者	・市 又は 行政区 若しくは 土地改良区
留意事項	<ul> <li>・他の補助金等との併用はできない</li> <li>・測量設計費及び用地補償費を含む(登記事務を含む)</li> <li>・1 メニューごとの事業費は10万円以上を対象とする</li> <li>・施設管理者との調整(事前同意)</li> <li>施設の構造等(形状、排水先など)</li> <li>管理移管 区:区道、防犯灯、鳥獣害防止柵、ゴミステーション、遊具等土地改良区:農道、用排水路等</li> <li>・土地所有者等と調整(拡幅等の場合)</li> </ul>

## 「集会施設の整備」の運用

区分	内 訳
対象	・新築(造成、建物)、増築、改築、修繕
事業主体	・行政区 ・事業費負担割合(県1/2、市1/2)
発注者	・行政区
留意事項	<ul> <li>・他の補助金等との併用はできない</li> <li>・用地補償費は対象としない(用地は区で確保)</li> <li>・測量設計費は対象とする</li> <li>・集会施設の修繕は対象とする(10万円以上)</li> <li>・集会施設の補修は対象としない(例 網戸張替え、畳表替え 等)</li> <li>・集会施設に固定された備品は対象とする (対象例:エアコン、照明器具、太陽光発電 等 対象外例:テレビ、冷蔵庫、什器等)</li> <li>・集会施設に関連する施設(防災倉庫等)は対象とする</li> <li>・集会施設又は防災倉庫内で保管する防災用品は対象とする(10万円以上)</li> </ul>

## 「分断された不整形農地の整備」の運用

区分	内 訳
対象	・分断された不整形農地と隣接する農地との整地
事業主体	・行政区 Rt 土地改良区 ・事業費負担割合(県3/5、市2/5)
発注者	・行政区 zは 土地改良区
留意事項	・他の補助金等との併用はできない
	・測量設計費を含む
	・土地所有者等の合意
	・所有権移転の登記事務は対象としない(所有者で対応)